

鎮西学院公益通報者の保護に関する規程

学校法人 鎮 西 学 院

学校法人鎮西学院公益通報者の保護に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下、「法」という。)に基づき、学校法人鎮西学院(以下「本学院」という。)の教職員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報についての適正な仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もってコンプライアンス(法令遵守)の徹底に資するとともに、公益通報者の保護を目的として定める。

(公益通報者保護責任者)

第2条 本学院に公益通報者保護責任者(以下「保護責任者」という。)を置き、法人事務局長をもって充てる。

2 保護責任者は、本学院における通報者の保護に関する事務を総括する任に当たる。

(通報窓口及び相談窓口)

第3条 本学院における公益通報及び公益通報に関する相談に対応するため、本部事務局総務課に公益通報受付、相談窓口を設置する。

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報及び公益通報に関する相談は、電話・FAX・書面・面会とする。なお、電子メールは通報者の特定及び保護を行う上で困難であることを理由として、当面、通報方法とはしないものとする。

2 公益通報をしようとする場合は、原則として実名によるものとする。

(公益通報者の範囲)

第5条 公益通報受付及び公益通報相談窓口の利用は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学院の教職員及び非常勤講師
- (2) 本学院に勤務する派遣労働者及び臨時職員(含む嘱託職員)
- (3) 本学院の退職者
- (4) 本学院の取引業者の労働者
- (5) 本学院の学生・生徒及びその保護者

(通報の受付等)

第6条 公益通報受付・相談窓口において、公益通報を受付たときは、直ちに保護責任者へ報告するとともに、速やかに当該公益通報を受理した旨を当該公益通報者に通知するものとする。

- 2 前項の公益通報を受付たときは、通報事実を確認できる資料等の提出を求めることができる。
- 3 第1項で報告を受けた保護責任者は、その内容を速やかに理事長に報告しなければならない。
- 4 通報受付担当者以外の本学院の役員又は教職員が公益通報を受けたときは、速やかに公益通報受付・相談窓口へ公益通報するように助言しなければならない。

(通報に対する措置)

第7条 保護責任者は、前条第1項に規定する公益通報を受けたときは、当該公益通報に関し必要な措置の検討を行う。

2 保護責任者は、当該公益通報の事実に係る調査の実施の有無等、前項の検討結果を当該公益通

報者に通知する。この場合において、調査を実施しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

- 3 理事長は、公益通報された事項に関する事実関係の調査の必要性を検討し、調査する必要がある場合には、調査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。なお、委員会の委員長は理事長が当たる。
- 4 委員会は、公益通報された事項に関する調査を実施するものとする。
- 5 委員会は、前項の報告が終了した時点で解散するものとする。

(調査の実施)

第8条 調査は、調査の対象部署に対して関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施上必要な行為を求めることにより実施する。

- 2 調査は、事実に基づき公平不偏に実施しなければならない。調査の実施に当たっては、公益通報者の秘密を守るため、公益通報者が特定されないよう調査の方法に十分配慮しなければならない。

(調査委員会への協力)

第9条 本学院の教職員は、公益通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、委員長又は委員会に協力しなければならない。

(調査結果の通知)

第10条 委員長は、調査を終えたときは、当該公益通報者に対し、調査結果を通知するものとする。

(是正措置等)

第11条 保護責任者は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置(以下「是正措置等」という。)を講じなければならない。

- 2 前項の規定により是正措置等を講じたときは、当該公益通報者に対して是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し、当該調査及び是正措置等に関し報告を行うものとする。
- 3 理事長は、当該法令違反行為に関与した職員に対し、就業規則に基づき、懲戒処分等を行うことができる。

(被通報者への配慮)

第12条 委員長は、第11条及び前条第2項の規定により公益通報者に通知するときは、当該公益通報に係る被通報者(その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)又は当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(守秘義務)

第13条 通報窓口の教職員又は調査を実施する者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。当該通報窓口の教職員でなくなった後も同様とする。

(解雇の禁止)

第 14 条 公益通報又は公益通報に関する相談をしたことを理由として、公益通報又は公益通報に関する相談をした者(以下「公益通報者等」という。)に対し解雇(非常勤教職員及び委託又は派遣契約等により本学院に勤務する者にあつては、当該契約の解除)を行ってはならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第 15 条 公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者等に対し、不利益な取り扱いをしてはならない。

(不正目的の通報禁止)

第 16 条 公益通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正目的の通報を行ってはならない。

- 2 理事長は、前項の不正目的の通報を行った者に対し、就業規則に基づき、懲戒等を行うことができる。

(準 用)

第 17 条 本学院職員以外の者からの通報については、この規程を準用する。

(実施規程)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第 19 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2009(H21)年1月1日から施行する。